

# 東三河ものづくり博出展事業業務委託仕様書

## 1 業務の目的

「ものづくり博 2026in 東三河」に出展し、優れた技術を有するスタートアップの技術を発信する場を提供するとともに、他の出展企業や来場する企業等とのビジネスマッチングを促進し、東三河地域の企業との共創を目指す。

## 2 事業内容

### 愛知県ブースの設置

- ・「企業出展スペース」は、1企業あたり 2m×2m 程度を確保する。
- ・愛知県ブースは、統一コンセプトのもと、見栄えの良い展示とする。

#### (1) 愛知県ブース出展業務

##### <会期>

2026年6月5日（金）～6日（土）

##### <場所>

豊橋市総合体育館

豊橋市神野新田町字メノ割1の3

##### <展示面積>

60 m<sup>2</sup>（展示会主催者からは、スペース渡し。）

##### <参加企業等（公募）>

8社程度（4 m<sup>2</sup>程度×8区画）

## 3 委託業務の内容

「ものづくり博 2026in 東三河」へ愛知県ブースを出展するため、その出展に係る企画調整、運営及びこれに付随する業務一式。

#### (1) 会場借上げ等

- ・展示ブースの借上げ等業務

（各会場の出展小間料等の見込み額）

「ものづくり博 2026in 東三河」；出展小間料：1,402,500円（税込）

- ・使用に係る調整、手続、光熱水費等経費の支払

#### (2) 企画調整業務

- ・事業目的を達成するための総合的な事業実施計画を作成し、これに基づき、展示会主催者等関係機関、参加企業等との連絡・調整を行う。

- ・愛知県ブースへの参加企業等の選定にあたっては、委託者と協力して応募者の受付・選定を行う。また、ブース利用計画・図面等を作成する。参加企業は愛知県に拠点を持つ東三河地域外のスタートアップ、または愛知県に進出希望のあるスタートアップとする。

#### (3) 準備業務

- ・事業実施計画やブース利用計画・図面等に基づき、関係機関や参加企業等と調整しながら、事業の具体化や実施に向けた準備を行う。
- ・参加企業等に対し、本事業に係る運営のための周知、指導に関する業務を行う（必要に応じて、事前説明会や個別指導を行う）。
- ・参加企業等の展示物等に対して、必要なアドバイスを行う（原則、参加企業等

の展示物に関して、統一的な装飾以外の費用負担はしない)。

- ・参加企業等の出展に当たり、各種申請等が必要な場合はそれに関する業務を行う。
- ・事業実施計画等を反映した運営マニュアルを作成する。
- ・企業が商品等の展示を希望する場合は、展示スペースの設置に必要な業務を行う。
- ・上記の他、事業の実施に必要な準備を行う。

#### (4) 設営業務

- ・ブース利用計画・図面等に従い、展示物や機材・工作物の設置、電気工事など、出展に必要な業務及びそれに付随する業務を行う。
- ・設置に当たっては、会場施設等の構造、形状を損なわないよう十分配慮する(必要に応じ養生を行う)とともに、展示会主催者が定めるレギュレーションを遵守すること。
- ・参加企業等が出展するために必要な搬入、設置作業等に対し、運営マニュアル等に基づき、適切な指示や誘導、サポートを行う。

#### (5) 管理・運営業務

- ・愛知県ブース全体を管理・運営するための管理者等を配置し、委託者と調整を図り総括的に管理・運営を行う。
- ・事業の実施に当たっては、委託者と連携しながら運営マニュアルや展示会主催者が定めるレギュレーション等に基づき、円滑に業務を遂行させる。
- ・愛知県ブースへの来場者に対して、必要な安全対策を行う。
- ・展示会において緊急事態が発生した場合は、委託者や展示主催者等と調整し、適切に対応する。
- ・愛知県ブースへの来場者を効果的に呼び込むことができるような仕掛けを行うこと。また動線に配慮する。
- ・スタートアップと出展者とのマッチングや交流を促進する取り組みを行う。

#### (6) 撤去業務

- ・終了後の撤去を適正に行い、原状復帰を行う。
- ・撤去に当たっては、スタッフの配置等、必要な安全対策を行うとともに、展示会主催者が定めるレギュレーションを遵守すること。
- ・参加企業等が撤去するに当たって、運営マニュアル等に基づき、適切な指示や誘導、サポートを行う。
- ・愛知県ブース内で発生したごみの処理や、ブース内の清掃を行う。

### 4 成果物

- ・報告書(紙媒体2部、電子媒体:CD-ROM1枚)

報告書には展示会出展に係る事業記録(記録写真、新聞・メディア等の掲載記事を含む)、出展の効果検証や今後の課題検討(出展企業等へのアンケートを含む)等を含むものとする。

### 5 留意点

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、本業務を総括する責任者を1名定め、業務実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のため、定期的に委託者と連絡調整を行うこと。

- (2) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとすること。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (3) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4) 採用された企画の実行にあたっては、委託者と受託者の協議の上で内容を変更することがある。

## 6 契約履行期間

契約締結日から 2026 年 7 月 31 日（金）まで